

5分で読める

ちょっと役に立つ

自転車交通ルール  
自転車交通賠償事故etc

平成25年11月

## 自転車交通ルール



歩道と車道の区別があるところでは自転車は歩道を走ってはいけなにののですか？



道路交通法上、自転車は軽車両になっています。歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。もし、歩道を走ると罰則として3ヵ月以下の懲役または5万円以下の罰金です。



でも、歩道を走っている自転車がありますが、どんな条件なら大丈夫なのですか？



13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人は歩道を走るとは認められています。それ以外に、歩道に左の標識のある歩道は自転車が走ることができます。

ただし、歩道を走るにしても車道寄りの部分をゆっくりと走らなければなりません。

歩道ですから歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければなりません。このルールを守らない場合の罰則は2万円以下の罰金又は科料です。



自転車が車道を走るときはどちら側を走ればよいのですか？



自転車が車道を走るときは、自動車と同じ左側通行をします。

左側を走るとしても道路の左側の中央を走ることはできません。

道路の中央の左側部分の左端に寄って走ります。このルールを守らない場合の罰則は3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金です。



他に守らなければならない自転車交通ルールをあげてください。



- ・ 酔っぱらって自転車に乗ること。  
5年以下の懲役または100万円以下の罰金です。
- ・ 二人乗りで走ること。  
2万円以下の罰金または科料です。
- ・ 二台以上の自転車が並んで走ること  
2万円以下の罰金または科料です。
- ・ 夕方、夜にライトを点けずに走ること。  
5万円以下の罰金です。
- ・ 子供を自転車に乗せる、あるいは子供が自転車で走るときは必ずヘルメットを着用します。



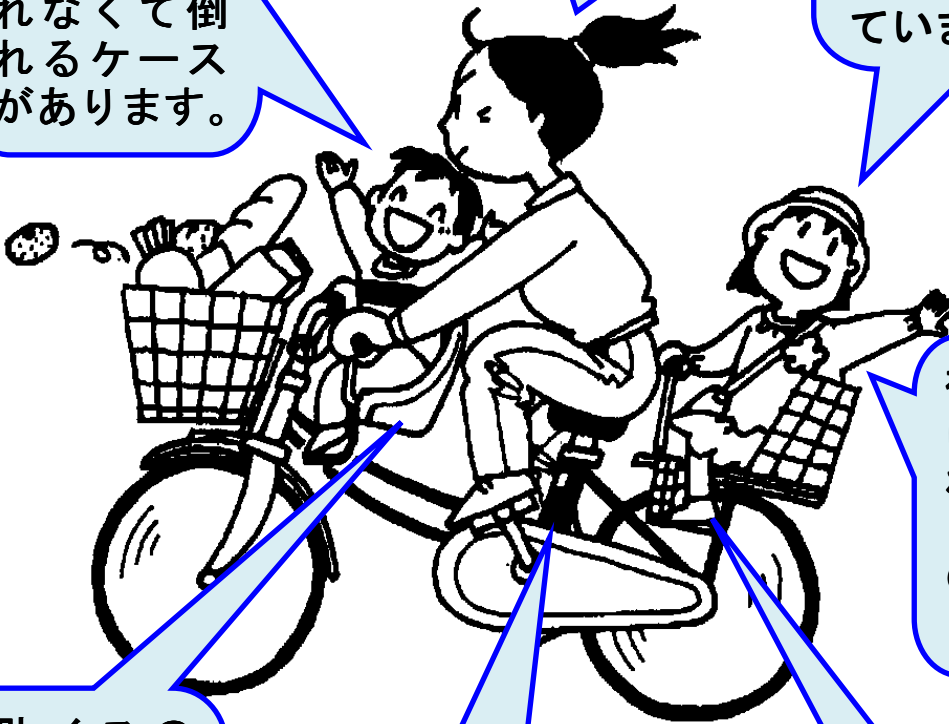
## ママチャリ自転車ルール

気をつけよう、ママチャリ事故のヒヤリ、ハット。

子供を前に乗せると、右に曲がるときに、支えられなくて倒れるケースがあります。

子供を背負って運転するのは止めましょう。

子供にはヘルメットをかぶせましょう。転倒事故で頭を打つ事故が増えています。



補助イストラに乗せられるのは6歳の幼児だけです。

補助イスの留め具はしっかりしているか、乗る前に確認しましょう。

自転車を止めてスタンドを掛けるときは、自分の体側に自転車の重みを掛けるようにしましょう。

子供の足が車輪に巻き込まれてケガするケースが多いです。



## 自転車の賠償事故例



最近、自転車による賠償事故が増え、賠償金額が多額になっていると聞きますが……。



一億円近い賠償事例もあります。以下は一般社団法人損害協会のホーム・ページに掲載されている自転車賠償事故の賠償額です。

賠償額	事故の概要
9,266万円	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。 (東京地方裁判所、平成20(2008)年6月5日判決)
6,779万円	男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走行し交差点に進入、横断歩道を横断中の女性(38歳)と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。 (東京地方裁判所、平成15(2003)年9月30日判決)
5,438万円	男性が昼間、信号表示を無視して高速度で交差点に進入、青信号で横断歩道を横断中の女性(55歳)と衝突。女性は頭蓋内損傷等で11日後に死亡した。 (東京地方裁判所、平成19(2007)年4月11日判決)
4,043万円	男子高校生が朝、赤信号で交差点の横断歩道を走行中、旋盤工(62歳)の男性が運転するオートバイと衝突。旋盤工は頭蓋内損傷で13日後に死亡した。 (東京地方裁判所、平成17(2005)年9月14日判決)
3,138万円	男子高校生が朝、自転車で歩道から交差点に無理に進入し、女性の保険勧誘員(60歳)が運転する自転車と衝突。保険勧誘員は頭蓋骨骨折を負い9日後に死亡した。 (さいたま地方裁判所、平成14(2002)年2月15日判決)

## 自転車交通ルール違反なら賠償責任が生じる

## こんな運転で他人を傷つけたらルール違反になる

- 1 雨の日に傘をさしながら運転していて
- 2 荷物を手や肩から下げて運転していて
- 3 携帯電話を掛けながら運転していて
- 4 ヘッドホンで音楽を聞きながら運転していて
- 5 自転車に乗りながら横断歩道を渡っていて
- 6 車道を右側通行していて
- 7 交通標識を守らなくて運転していて
- 8 夜、無灯火で運転していて

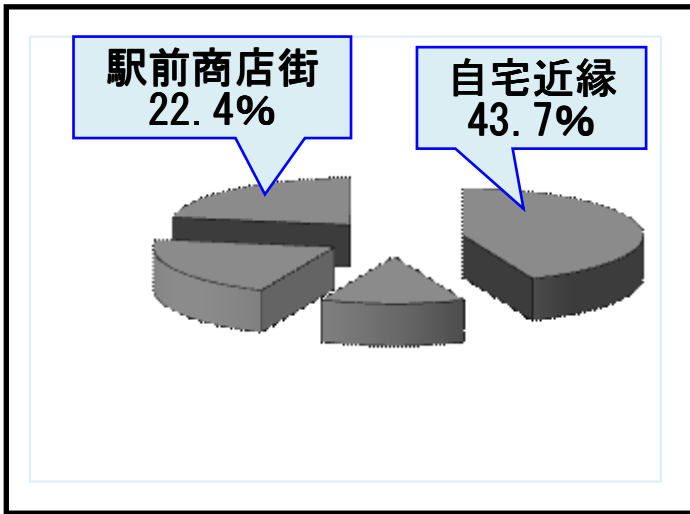
自転車は、自動車と同じような厳密な取り締りは少ないと考えてしまいます。でも、事故を起こして、相手が死亡したり、大怪我を負ったりしたら、責任問題が生じます。その際にルールを守ってなければ、賠償義務が生じます。死亡事故で損害賠償額が高額になることもありました。自転車は気軽に乗れるから、ついついルール違反をしがちです。でも、事故が起こったときにルール違反は過失と認定されるケースになります。自転車でも交通ルールを守ることは自分を守ることに繋がります。（自転車に乗って横断歩道を渡れるのは「自転車横断帯」があるところですよ）

## 自転車の盗難

### 自転車はレコーデ、いつ頃盗まれるか？



盗まれた時間や曜日を調べたら



夕方から夜にかけての午後4時ごろから8時ごろまでに盗まれていました。  
一週間のうちでは土曜日が一番盗まれていました。

### 盗まれた自転車は戻ってきたか？

### やっぱり、盗まれないようにしなければ

戻って来た率は？

0.9%

盗まれないための4つのポイント

- ①二重ロックでカギをかける
  - ②防犯登録をする
  - ③住所・氏名を書いておく
  - ④正しい駐輪場に止める
- 以上、当たり前のことをする。

## 自転車の交通標識



## ● 自転車通行止め標識

この標識のある歩道は、自転車に乗って通ることはできません。



## ● 自転車および歩行者専用標識

この標識のある歩道は、自転車と、歩いている人だけの道路です。また、歩道にこの標識があるときには自転車も歩道を通ることができます。



## ● 自転車専用標識

この標識のある歩道は、自転車に乗っているときだけ通れます。



## ● 歩行者専用標識

この標識のある歩道は、自転車に乗って通ることはできませんが、自転車を押して通ることはできます。



## ● 自転車横断帯標識

この標識のある車道は、自転車に乗ったまま道路を横断することができます。